

幸手都市計画用途地域の変更（宮代町決定）

決 定 告 示 年 月 日
平 成 年 月 日

都市計画用途地域を次のように変更する。

							宮代町
種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物 の高さ の限度	備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 42.0ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	約 11.5%
	約 42.0ha						約 11.5%
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 16.5ha	15/10 以下 20/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	— —	— —	— —	約 4.5%
	約 91.0ha 約 107.5ha						約 24.8% 約 29.3%
第二種中高層 住居専用地域 小 計	約 56.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 15.4%
	約 56.4ha						約 15.4%
第一種住居 地域 小 計	約 99.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 27.1%
	約 99.4ha						約 27.1%
第二種住居 地域 小 計	約 18.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 5.0%
	約 18.2ha						約 5.0%
近隣商業地域 小 計	約 3.0ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.8%
	約 3.0ha						約 0.8%
商業地域 小 計	約 4.4ha	30/10 以下 40/10 以下	(8/10 以下) * (8/10 以下) *	— —	— —	— —	約 1.2%
	約 6.0ha 約 10.4ha						約 1.6% 約 2.8%
準工業地域 小 計	約 8.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 2.2%
	約 8.0ha						約 2.2%
工業地域 小 計	約 21.5ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 5.9%
	約 21.5ha						約 5.9%
合 計	約 366.4ha						100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

* : 建築基準法の規定による

理 由

計画的な都市基盤整備を行い、工業系及び流通系施設の適切な立地誘導を図ることで、周辺環境に配慮した工業団地の形成を図るため。